

平成29年度山添村小水力発電システム設置補助金募集要領

地域振興に役立つ小水力発電の普及を促進するため、その設置にかかる費用の一部を山添村小水力発電システム設置補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）に基づき予算の範囲内で補助します。

1 補助金の交付申請ができる方

- (1) 自治会
- (2) 山添村内に事務所又は事業所を有する法人又はその他の団体
 - ※ 法人にあつては、奈良県が定める小水力発電設備設置事業補助金交付決定を受けていること

2 補助金の額

補助金の対象経費は、設計費、設備費及び工事費です。
予算の範囲内で、1件当たりの上限は80,000円です。

3 補助件数

山添村小水力発電システム設置補助金・山添村住宅用太陽光発電システム設置補助金合わせて先着順5件です。

4 交付申請の受付

平成29年4月3日（月）から平成30年3月30日（金）まで

5 交付申請に必要な書類

交付申請に必要な書類は、次のとおりです。
（山添村環境衛生課へ直接ご持参ください。）

- (1) 山添村小水力発電システム設置補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 申出書（様式第2号）
- (3) 小水力発電システムの設置がわかる書類（工事契約書、売電契約書の写し等）
及び対象システムの設置場所の現況を示す写真
- (4) 補助対象システムを設置しようとする土地の所有者が確認できる書類
- (5) 補助対象システムを設置しようとする土地が申請者の所有でない場合は、所有者の同意書
- (6) 河川法の許認可手続に関する利用水利の状況調書（様式第3号）
- (7) 補助対象システムを設置しようとする場所を示した地図

(8) その他村長が必要と認める書類

6 補助金の交付決定

補助金の交付申請書及び添付書類に基づきその内容の審査及びその他の調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、山添村小水力発電システム設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）を送付します。

注）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。また、その者と社会的に非難されるべき関係を有する者への補助金は交付しません。

7 事業実績の報告及び補助金の交付請求

事業が完了したら、山添村小水力発電システム設置補助金実績報告書（様式第5号）及び山添村小水力発電システム設置補助金請求書（様式第6号）を提出してください。

8 補助金の交付

補助金交付請求書の提出を受けたときは、指定された受領方法（現金又は口座振込）により補助金をお支払いします。

9 協力

必要に応じて、月毎の発生電力量、売電電力量、買電電力量及びエネルギー使用状況等を報告していただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

10 補助金交付の決定取消及び返還

虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合、要綱に違反した場合等は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

又、既に補助金が交付されている場合は、補助金の返還を求めることがあります。

〈注意事項〉

- ・申請書類の提出につきましては、確認したうえで提出してください。
- ・必要事項の記入漏れ、誤り、不足書類がありましたら受付できません。
- ・使用する印鑑は、全て同じものを使用してください。
- ・記載内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、その上に申請書使用の印鑑を押印してください。
- ・申請書提出時に再度書類の作成をお願いする場合がありますので、印鑑をご持参ください。

—お問い合わせ／提出先—
山添村役場 環境衛生課